

「市民文芸」第36号を発刊

☎ 文化振興課 内線 2722

「市民文芸」第36号を発刊しました。文化振興課及び市内の取扱書店で販売しています。

価格 1冊 500円 (税込み)

取扱書店

- 吉原地区 文華堂、学進堂、戸田書店、江崎書店
- 富士地区 谷島屋(新富士店)、三浦書店、山本書店、若林書店、岳陽堂
- 鷹岡地区 広文堂

日本文化講座  
文学と文献を通しての人間研究

☎ 吉原公民館 53-1580

とき 5月11日(木)、6月1日(木)、7月15日(土)、8月17日(木)、9月7日(木)、10月5日(木)、11月2日(木)、1月11日(木)、2月1日(木)、3月1日(木) 10:00~12:00  
ところ ラ・ホール富士5階研修室  
定員 100人(先着順)  
講師 丸茂湛祥まるもたんしょうさん(立正大学講師)ほか  
受講料 7,680円(テキスト代含む)  
申し込み 4月6日(木)の9:00~12:00に受講料を持参し、吉原公民館へ  
問い合わせ 釘谷 方 ☎35-0507

富士中央文学講座  
文学で心の調和を!

☎ 吉原公民館 53-1580

とき 5月~平成13年3月 毎月第2金曜日 10:00~12:00 計10回  
ところ ラ・ホール富士5階研修室  
定員 130人(先着順)  
講師 棚橋克弥たなはしかつやさん(静岡大学教授)、大河原忠蔵たなはしかつやさん(元奈良女子教育大学教授)ほか  
受講料 6,000円  
申し込み 4月3日(月)の9:00~13:00に受講料を持参し、吉原公民館へ  
問い合わせ 山本 方 ☎51-1843

平成12年度 春季河川美化運動(春堀)

☎ 河川課 内線 2461

春堀は、富士山大沢崩れから流出する土砂を取り除き、農業用水路を守るために江戸時代から続けられています。

しかし都市化が進んでいる現在、農業用水路の河川清掃という面だけでなく、大雨から**住宅地を守るために**重要な行事です。このようなことから、**用排水路の機能維持・災害の防止・河川美化**という意識のもと、春堀への皆さんの積極的な参加をお願いします。

また、春堀実施に伴い川の水がとまりますので期間中不慮の事態が生じないよう皆さんで火の元に十分注意しましょう。

◎春堀期間

4月9日(日)~16日(日) 富士地区、鷹岡地区、丘地区、天間地区ほか

◎川の水がとまる期間

4月7日(金)16:00~17日(月)16:00

◎水がとまる河川

上堀、富士早川(旧中堀)、下堀、四ヶ郷用水路とこれらの各支川

鷹岡吉原用水路、農振用水路と各支川

※この期間中、川に生息している魚などが逃げ場所を失うことがあります。そのような魚を見つけたら、ご家庭で一時保護するなどのご協力をお願いします。

軽自動車・バイクなどの  
名義変更、廃車手続は3月末までに

☎ 市民税課 内線 2355

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。バイクなどを他人に譲って名義変更をしなかったり、紛失や不用のバイクなどの廃車手続をしなかったりしておくと税金がかかります。手続は3月末までに済ませてください。

なお、年の中途での軽自動車などの購入には課税されません。また、廃車の場合も還付はありません。

★手続の場所

- ◎原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車は…市民税課第二係1番窓口
- ◎二輪の軽自動車(126cc~250cc)は…全国軽自動車協会連合会静岡県取扱事務所(長泉町) ☎0559-88-4022
- ◎二輪の小型自動車(251cc以上)は…静岡陸運支局沼津検査登録事務所(沼津市) ☎0559-66-1130
- ◎軽自動車(軽三輪・軽四輪)は…軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所(長泉町) ☎0559-88-3847

★平成12年度軽自動車税の納期…5月15日~31日

★身体障害者や知的障害者、精神障害者の減免について

障害者が所有(障害者と生計をともにする人が所有する場合も含む)する軽自動車などで、要件を満たす場合は、1台に限り減免を受けることができます。減免申請は、納税通知書などを持参し、5月24日までに市民税課へ

環境シリーズ No.22  
せん定枝の再利用

〈年々ふえる可燃ごみ〉

平成10年度の富士市のごみの総量は9万8,234トン、そのうち環境クリーンセンターで焼却された可燃ごみの焼却総量は約8万5,505トンにもなり、年々増加の一途をたどっています。焼却量の増加は、焼却施設への負担や燃えがらを埋め立てる最終処分場の不足という問題につながります。

焼却量の中でせん定枝(植木類)は、造園業者・一般家庭からの排出分を合

わせて平成10年度だけで約6,000トンとなり、全体の約6%にもなります。

〈せん定枝の有効利用〉

市では今までせん定枝は焼却処分を行ってきました。しかし、焼却総量の削減及び資源として有効に活用できるものは利用するという考えに基づき、さまざまな観点からその処理方法を検討してきました。

その結果、4月1日からモデル事業として、環境クリーンセンターの敷地に機材を設置し、せん定枝のチップ化を行い、肥料や農業・畜産関係の敷きわらなどとして再利用を図ることにな

りました。

当面は、市内で発生する造園業者などからの持ち込み分のみを対象としますが、一般家庭のものであっても環境クリーンセンターへみずから持ち込んでいただいた分については対応していきます。



問い合わせ 環境衛生課 内線2055  
環境クリーンセンター  
☎35-0081